

10月 NEWS

【1】 税制情報

今回は電子取引における、紙をデータで送信した際の保存義務について紹介いたします。

令和4年1月より電子取引の取引情報のデータ保存が義務化されました。電子データを受領側だけでなく、交付側にもその保存義務がかかされているところ、たとえ押印した請求書等の紙を自社の控え用として保存していても、それをPDF等データにして取引先に送信している場合には、そのPDF等データを保存する必要があります。

保存義務が発生するのは、PDF等データを原本として交付するケースになります。具体的にはPDF等データのみを交付する及び紙とPDF等データを交付する場合においてPDF等データを原本とする場合になります。

請求書等の紙とPDF等データに係る交付側の保存義務の関係

	PDF等データのみ	両方交付 (PDF等データ原本)	両方交付 (紙原本)
請求書等の元データ	×	×	×
押印した請求書 (原本の写し)	×	×	○
押印した紙の PDF等データ	○	○	×

注 ○は保存義務が必要。×は保存義務が不要。

取引先に売上等の請求書等を送った場合の取扱いとなります。

※参考文献：週間税務通信 NO.3672 4頁 一部引用

【2】 10月の主な税務

10月の申告や提出の主なものは以下の通りですので、ご確認ください。

申告期限等	内容
10月11日	9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
	8月決算法人の確定申告

11月1日	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告
	2月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

【3】 スタッフの一言

日中はともかく朝夕はしのぎやすい気候となってまいりましたが、1日の気温の寒暖差もあり体調管理が難しいため、風邪などひかずお体にご自愛ください。

担当：馬田